

こども文教委員会 案件一覧

(令和8年3月5日開催分)

○所管事務報告 5件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者(所管課長名)
教育委員会	1	令和8年度大田区地域開放事業委託事業者の募集について	1	齋藤 教育総務部副参事 (教育地域力担当)
	2	大田区通学路交通安全プログラムに基づく通学路における合同点検の実施状況について	2	齋藤 教育総務部副参事 (教育地域力担当)
	3	令和8年度部活動管理運営等業務委託事業者の選定結果について	3	長岡 学校支援担当課長
こども未来部	4	令和7年度 大田区こども未来会議の取組(概要)について	1	柳沢 こども未来課長
	5	「大田区子ども・若者計画(計画期間延長版)」の策定について	2	柳沢 こども未来課長

令和8年度大田区地域開放事業委託事業者の募集について

1 募集理由

区立小学校（59校）及び中学校（28校）の学校施設の活用に係る事業（地域開放事業）について、各利用団体等との日時及び場所等の各種調整を行っている学校の負担軽減を図るとともに、使用に係る手続き等における利用者の利便性向上を目的として、現在、学校が行っている各種調整業務を民間事業者へ委託する。

なお、令和7年度は中学校2校をモデル校として実施してきたが、令和8年度は区立中学校全校において業務委託を行う。

2 募集について

(1) 募集方法

公募プロポーザル方式（業者提案方式）とする。

(2) 選定方法

地域開放事業委託事業者選定委員会において書類審査、面接審査により選定する。

(3) 選定スケジュール（予定）

	月 日	項 目
1	令和8年3月11日（水）	募集要項等の公表（ホームページ）
2	3月19日（木）	募集内容に関する質問の受付期限
3	3月26日（木）	質問に対する回答（ホームページ）
4	4月10日（金）	応募書類の提出期限
5	4月17日（金）	一次審査（書類審査）結果通知発送
6	4月下旬	二次審査（プレゼンテーション・質疑応答）
7	4月下旬～ 5月上旬	選定結果通知発送
8	6月1日（月）	業務委託開始

(4) その他

モデル実施中の2校（馬込中及び石川台中）においては事業者選定は行わず、令和8年度も現在の事業者が継続して実施予定。

こども文教委員会 令和8年3月5日
教育委員会事務局 資料2番
所管 教育総務課

大田区通学路交通安全プログラムに基づく通学路における 合同点検の実施状況について

「大田区通学路交通安全プログラム」では、計画期間である令和3年度から7年度までの5年間で、区内全59校の小学校通学路の危険箇所について合同点検を実施することとしており、令和7年度は以下のとおり実施した。

今回の点検を踏まえ、関係機関との情報共有や連携を一層深めるとともに、個々の危険箇所について、具体的な対策を検討・実施する。

1 点検概要

(1) 通学路の危険箇所の抽出

学校は、在校児童、保護者、見守り活動者及び自治会・町会等から危険箇所に関する情報を収集し、回答票を作成する。

(2) 合同点検の実施

都市基盤管理課は、回答票に基づき、学校、警察、教育総務課、道路管理者等と調整を行い、通学路危険箇所の合同点検を実施する。

2 令和7年度 点検状況及び結果

(1) 点検実施学校数 11校

(2) うち合同点検実施学校数 10校（1校については、合同点検要望なし）

危険箇所数 49箇所、対策件数 92件

（うち、学校等による対策 29件、道路管理者等による対策 63件）

(3) 危険箇所の主な内容（点検を必要とした理由）

交通量が多い、自動車のスピード出し過ぎ、見通しが悪い、道幅が狭い、ガードレールがない、自転車のとびだし 等

(4) 対策内容

・学校等による対策

見守りボランティア・児童誘導員の配置検討、児童への交通安全指導 等

・道路管理者等による対策

注意喚起看板（巻き看板、立て看板等）や道路標識の設置、横断歩道やストップマークなどの路面標示の塗り直し、視認性の確保、ガードレールの設置 等

(5) 対策結果の公表

区及び教育委員会で対策結果等の情報を共有し、HPで対策箇所及び対策内容の一覧表を公表する。

3 その他

今後も、令和8年度から令和12年度までの5年間で、区内全59校の小学校通学路の合同点検を改めて実施していく。

こども文教委員会 令和8年3月5日
教育委員会事務局 資料3番
所管 指導課

令和8年度部活動管理運営等業務委託事業者の選定結果について

区立中学校における33部活動の管理運営等業務委託事業者を以下のとおり選定した。

1 契約候補事業者

名称：リーフラス株式会社

所在地：東京都渋谷区恵比寿4-20-3

恵比寿ガーデンプレイスタワー20階

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 選定理由

- (1) 指導者の人材確保や研修体制が確立されており、充実した部活動指導が期待できる。また、多くの指導者が在籍しており、安定した部活動の実施が担保されている。
- (2) トラブルや事故が発生した場合の対応手順が適切かつ明確である。また、コールセンターによる対応環境も整えられており、部活動の実施時間外における保護者からの問い合わせにも柔軟な対応が期待できる。
- (3) 国や他自治体における部活動の地域連携・地域展開に関する事業に広く参画しており、区における今後の取組を検討・実施していくにあたり助言や提案等の各種支援が期待できる。

4 応募事業者数

4事業者

5 選定経過

項目	日程
公募期間（区ホームページ）	1月16日（金）から2月2日（月）まで
一次審査（書類審査）	2月3日（火）から2月5日（木）まで
二次審査（面接（ヒアリング）審査）	2月16日（月）
二次審査結果（決定）	
事業委託候補者決定通知発送	2月24日（火）

こども文教委員会 令和8年3月5日
こども未来部 資料1番
所管 こども未来課

令和7年度 大田区こども未来会議の取組（概要）について

1 こども未来会議の目的

大田区こども未来会議条例に基づき、こども施策を総合的に推進するため、区長の付属機関として令和7年度に設置。こども基本法に基づく「市町村こども計画」の策定に関する事項などについて調査審議するとともに、子ども・子育て支援法に基づく意見聴取を行う。

2 令和7年度議事

(1) 第1回会議（令和7年12月18日）

ア 子ども・若者・子育てに関する計画の統合について

こどもや若者、子育てに関する計画である「大田区こども未来計画」、「大田区子ども・若者計画」及び「おおた 子どもの生活応援プラン」を統合し、こども基本法に基づく「市町村こども計画」を策定することについて審議した。

イ 特定教育・保育施設の開設に係る意見聴取（幼稚園）について

令和8年4月に子ども・子育て支援制度に移行予定の私立幼稚園2施設の利用定員等について意見を聴取した。

ウ 令和6年度の実績報告について

「大田区子ども・子育て支援計画」の計画期間（令和2年度～令和6年度）における成果指標の総合評価について審議した。

エ 「大田区子ども・若者計画」の計画期間の延長について

計画期間が今年度末までとなる「大田区子ども・若者計画」について、こども基本法に基づく「市町村こども計画」の策定にあわせて、計画期間を延長することについて審議した。

オ 大田区こども未来会議の専門部会の設置について

こどもの最善の利益を確保する視点での居場所づくりについて専門的かつ綿密な検討を行うため「こどもの居場所づくり検討部会」を、また、学童保育サービスについて幅広い視点から専門的かつ綿密な検討を行うため「大田区学童保育サービス検討部会」を設置することについて審議し、決定した。

(2) 第2回会議（令和8年2月2日）

ア 前回会議以降の意見・質疑について

第1回会議以降の委員からの意見・質疑及びその回答について共有した。

イ 子ども・子育て支援事業計画の代行計画について（乳児等通園支援）

令和8年4月から開始する乳児等通園支援（こども誰でも通園制度）の量の見込み及びその確保方策について意見を聴取した。

ウ 乳児等通園支援施設の開設に係る意見聴取について

令和8年4月に乳児等通園支援施設を開設予定の8施設（保育園・幼稚園）の利用定員等について意見を聴取した。

エ 「大田区子ども・若者計画」の計画期間の延長（最終案）について

計画期間の延長に伴い新たに設定する目標値や「市町村こども計画」の策定を見据え先行して取り組むこども・若者施策の方向性について審議した。

オ 「市町村こども計画」策定に向けた区民アンケート調査について

こども基本法に基づく「市町村こども計画」の議論を開始。スケジュールを確認し、令和8年度に実施する区民アンケート調査の対象や回収率の向上策、設問内容などについて審議した。

カ 専門部会の報告について

専門部会である「こどもの居場所づくり検討部会」及び「大田区学童保育サービス検討部会」の第1回会議での審議内容について報告した。

3 令和8年度の開催予定

令和8年度中に実施する「市町村こども計画」策定に向けた区民アンケート調査に関する議論を中心に、年3回の会議を開催予定。

「大田区子ども・若者計画（計画期間延長版）」の策定について

こどもや若者、子育てに関する計画である「大田区こども未来計画」、「大田区子ども・若者計画」及び「おおた 子どもの生活応援プラン」の3つの計画については、令和9年度に統合し、こども基本法に基づく「市町村こども計画」とすることとしている。

この方針を踏まえ、計画期間が今年度末までとなる「大田区子ども・若者計画」について、次のとおり「大田区子ども・若者計画（計画期間延長版）」を策定する。

1 計画期間の延長

令和3年度から令和7年度までの5年間としていた計画期間を2年間延長し、令和9年度までの7年間とする。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
大田区子ども・若者計画					
市町村こども計画					

2 大田区子ども・若者計画（計画期間延長版）

別紙のとおり

重点事業の目標値（令和9年度）を新たに設定するとともに、「市町村こども計画」の策定を見据え、先行して取り組むこども・若者施策の方向性について掲げる。

3 公表時期

令和8年3月下旬に区ホームページにて公表する。

大田区子ども・若者計画

(計画期間延長版)(案)



こどもと若者の
育ちを支えます！



令和8年3月
大田区

©大田区

【目次】

1	大田区子ども・若者計画とは	1
	○計画策定の趣旨・背景	1
	○計画の期間	1
	○計画の対象	1
	○計画の基本理念	1
	○ホームページアドレス	1
2	計画期間を延長します	2
	○計画期間延長の目的	2
	○計画の期間の延長	2
	○「こども計画」を見据えたこども・若者施策の方向性	4
3	区内のこども・若者にアンケートを取りました	6
	○大田区のこども・若者を取り巻く状況①	6
	○大田区のこども・若者を取り巻く状況②	7
	○大田区のこども・若者を取り巻く状況③	8
	○大田区のこども・若者を取り巻く状況④	9
4	こども・若者施策の方向性	10
	方向性① 若者の主体的活動への支援	10
	方向性② 悩みや困り事を有する若者への支援	12
	方向性③ 若者が有する悩みや困り事を踏まえたこどもへの支援（予防的支援）	14
5	重点事業の目標	16
	重点事業の目標（重点目標Ⅰ）	16
	重点事業の目標（重点目標Ⅱ）	18
	重点事業の目標（重点目標Ⅲ）	20

1 大田区子ども・若者計画とは

○計画策定の趣旨・背景

次代を担う子どもたちが健やかに成長し、全ての子ども・若者が希望を持ち未来を切り拓いていける地域の実現は、大田区がこれからも発展を続けていく礎となるものです。

子ども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、様々な体験を積み、自立の機会と活躍の場を得ることが必要であり、そのためには地域が一丸となって子ども・若者の育成に関わるのが重要となります。

これまでの取組みの評価や子ども・若者を取り巻く環境の変化を踏まえるとともに、様々な課題に横断的に対応する区の総合的な指針を示すため、令和3年3月に「大田区子ども・若者計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

○計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

○計画の対象

乳幼児期から青年期（0歳～29歳）、施策によってはポスト青年期（30歳～39歳）を対象とします。

○計画の基本理念

【目指す青少年像】

“心身ともに健やかで、地域社会の一員としての自覚や

他者への思いやりの心と規範意識を持ち、自立的に行動できる青少年“

○ホームページアドレス

本計画の詳細は区のホームページからご確認いただけます。

https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota_plan/kobetsu_plan/kodomo/kodomowakamonoplan.html



2 計画期間を延長します

○計画期間延長の目的

令和5年4月、こどもの最善の利益を考え、こどもに関する取組みや政策を社会の真ん中に据えて強力に進めていくため、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。

この「こども基本法」において、各自治体は、こども施策についての計画（以下、「こども計画」という。）を策定することができることとされました。さらに、こども施策に統一的に横ぐしを刺し、住民にわかりやすいものとするため、各自治体が作成するこども施策に関する計画と一体のものとして策定することができることとされました。

これを踏まえ、区では、令和7年4月に新たにこども未来部を設置し、こども施策に関する計画である「大田区こども未来計画」、「大田区子ども・若者計画」及び「おおた 子どもの生活応援プラン」をまとめて所管することとしました。そして、令和9年度にこの3計画を統合し、こども基本法に基づく「こども計画」を策定（計画期間は令和10年度から開始）することとしました。

現行の「大田区子ども・若者計画」は、計画期間が令和7年度までとなりますが、「こども計画」の策定を見据え、計画期間を延長し、令和9年度までとします。そのうえで、令和10年度から開始する「こども計画」に先行して取り組むこども・若者施策の方向性を掲げていきます。

そして、この取組みを通じて、すべてのこども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現していきます。

○計画の期間の延長

計画期間を令和9年度まで延長し、7年間の計画とします。

【計画統合スケジュール】

計画	計画期間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
大田区こども未来計画	令和7年度～令和11年度			中間見直しに合わせて「こども計画」を策定	「こども計画」の計画期間の開始
大田区子ども・若者計画	令和3年度～令和7年度		計画期間を延長		
おおた 子どもの生活応援プラン	令和4年度～令和8年度			計画期間を延長	



「こどもまんなか社会」とは

令和5年に閣議決定された「こども大綱」において、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととされました。

「こども大綱」におけるこども施策に関する基本的な方針

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

○「こども計画」を見据えたこども・若者施策の方向性

「大田区子ども・若者計画」は、統合する「大田区こども未来計画」及び「おおた子どもの生活応援プラン」では対象としていない、18歳以上39歳以下の若者を計画の対象としていることが大きな特徴となります。

国（こども家庭庁）では、令和8年度予算において、「若年世代のための政策を本格的に始動する」として若者への様々な支援策を掲げ、これまでのこども・子育て家庭中心の支援に加え、若者への支援にも力を入れ始めました。

若者の
主体的活動
への支援



悩みや困り事
を有する
若者への支援



若者が有する
悩みや困り事
を踏まえた
こどもへの
支援



今回の「大田区子ども・若者計画」の計画期間の延長においては、この若者への支援を中心に据え、施策に取り組んでいきます。

また、「こども計画」の策定（3計画の統合）を見据えて、若者への支援と連動したこども（乳幼児や小中高生）への支援に取り組んでいきます。

令和6年度に実施したアンケート調査では、多くのこども・若者が多様な悩みや心配事を有していることや主体的な活動をしたいと考えていることなどが分かりました（詳しくはP.6～P.9）。調査結果や国の動きなどを踏まえ、今回、次の3つのこども・若者施策の方向性をまとめました（詳しくはP.10～P.15）。

自分らしくいられる居場所が見つかり、多様な仲間や地域の人々とつながることができる。

意見の表明や活動への参画を通じて自己実現を図ることができる。

悩みや困ったことを一人で抱え込まず、必要な支援につながるることができる。

切れ目のない支援により、継続して安心できる環境を整える。

周りの大人がこどもたちの異変に気付き、支えていく環境を整える。

活動や体験などを通じてこどもたちの育ちを支援する。

支援を通じてめざす姿

3 区内の子ども・若者にアンケートを取りました

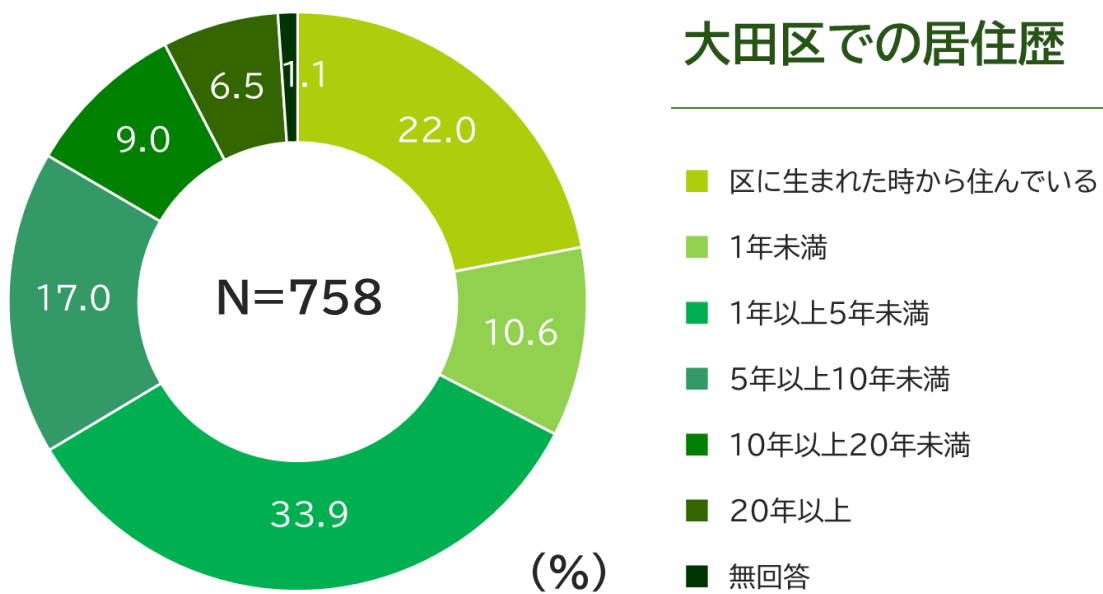
アンケート実施期間：令和6年11月1日～11月24日

実施方法：郵送による配布、郵送およびWEBによる回収

対象者：令和6年10月の大田区の住民基本台帳に基づき、15歳から39歳の子ども・若者を無作為に抽出。配布数3000。回収率25.3%。

○大田区の子ども・若者を取り巻く状況①

大田区の特徴の一つは、大田区に転入してくる子ども・若者がとても多いことです。令和6年度のアンケート調査では、回答した子ども・若者のうち44.5%が区定住5年未満であり、生まれた時から大田区に住んでいる子ども・若者は22.0%でした。

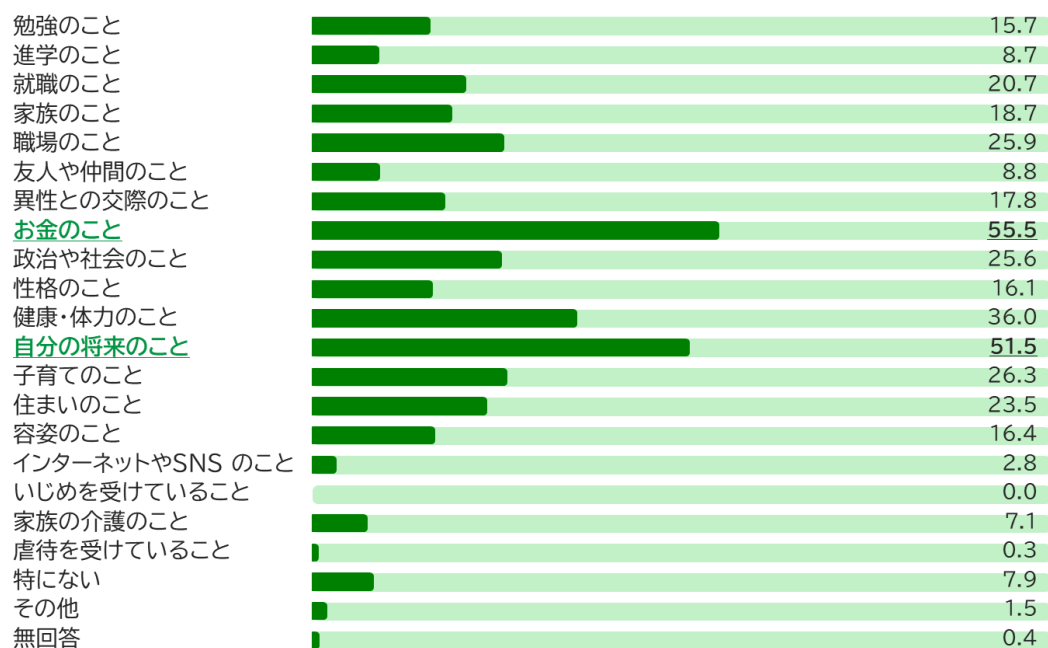


○大田区の子ども・若者を取り巻く状況②

子ども・若者の悩みをみますと、全体では、「お金のこと」「自分の将来のこと」を悩んでいる人が多くなりました。また、何らかの課題を有し普段外出しない子ども・若者では、「就職のこと」についても大きな悩みを持っています。

子ども・若者の悩み(全体)

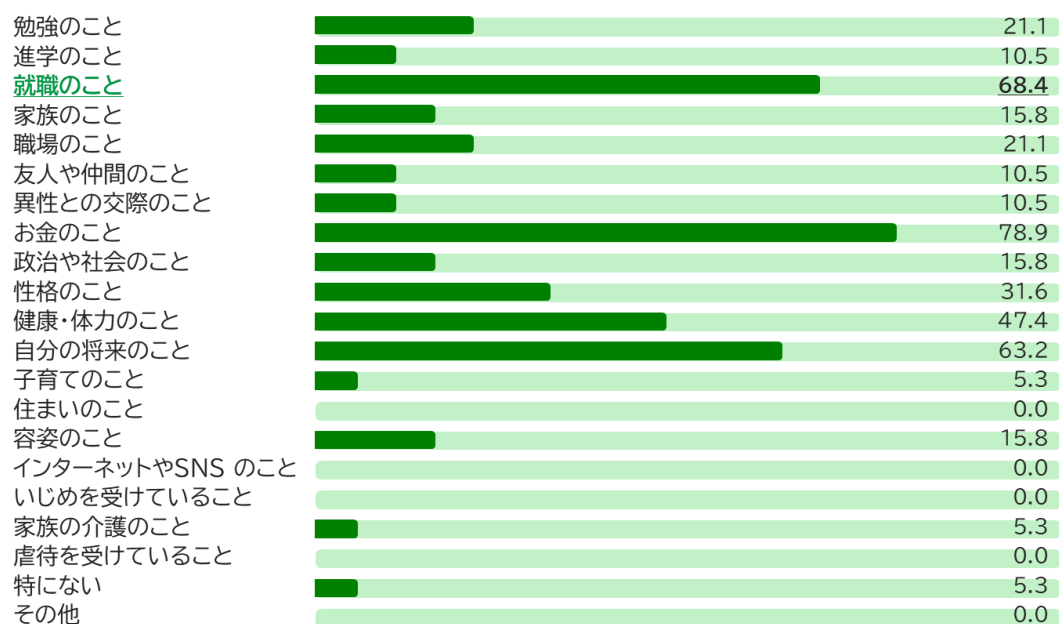
N=758 (%)



子ども・若者の悩み

(なんらかの課題を有し、普段外出しない子ども・若者)

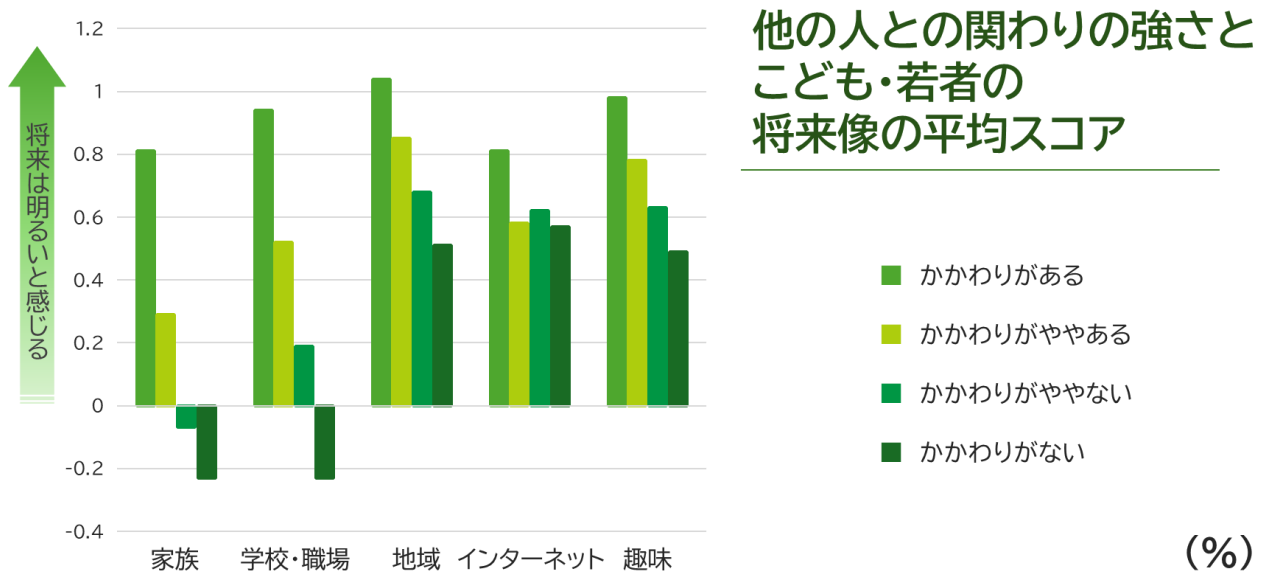
N=19 (%)



○大田区の子ども・若者を取り巻く状況③

子ども・若者にとっては、他の人とのコミュニケーションがとても大切な意味を持ちます。「家族」、「学校・職場」、「地域」、「インターネット」、「趣味」、それぞれの場における他の人との関わりの強さと、その子ども・若者が考えている将来像の平均スコア（正の値ほど将来が明るいと感じている）の関係を見ると、以下の通りになりました。「家庭」「学校・職場」でのコミュニケーションだけでなく、「地域」や「趣味」の場におけるコミュニケーションが強い子ども・若者ほど、将来が明るいと感じている割合が高くなっていることが分かります。

家や学校・職場だけでなく、子ども・若者が活動できる居場所や地域社会とのつながりを作り出すことが必要であると考えられます。



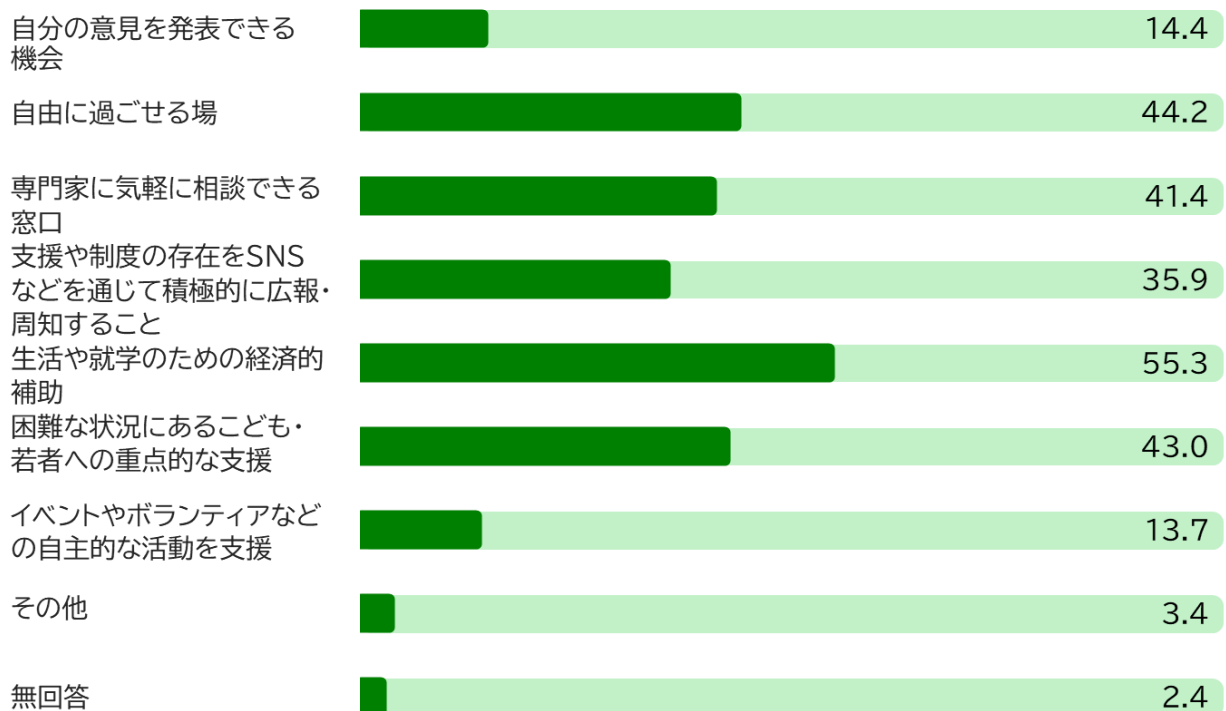
○大田区の子ども・若者を取り巻く状況④

子ども・若者に対する必要な施策、制度を聞いたところ、一番多かったのは「生活や就学のための経済的支援」、次いで「自由に過ごせる場」でした。

「自分の意見を発表できる機会」や「イベントやボランティアなどの自主的な活動を支援」を望む子ども・若者も、それぞれ、14.4%、13.7%います。

子ども・若者に対する必要な施策・制度

N=758 (%)



4 こども・若者施策の方向性

方向性① 若者の主体的活動への支援

令和6年度に実施したアンケート調査では、イベントやボランティアなどの主体的な活動を支援してほしいという回答が13.7%あり、また、自由意見に次のような記載が多くありました。主体的に地域・社会活動したいと考える若者がいる一方で、そのきっかけや方法が分からないなどの理由により、十分に活動できていない状況が見られます。

ボランティアなどの活動に興味のある若者を支援し、次の世代の担い手となってもらえるよう環境づくりに取り組んでいきます。

【自由意見】

- ・ 行政に関わる人達との交流を進めてほしい。
- ・ 若者の代表、中年の代表、高齢者の代表を無作為に抽出し、第三者委員会などを創設するとよいのではないかと思います。
- ・ たくさんの若者から声を集めて政策に活かしてほしい。
- ・ 何が区の問題となっているのか、明確にわからない。課題となることがあれば住民の意識を変えるために共有できる機会を増やすといいと思う。
- ・ 政治にもう少し参加しやすくする。興味を持たせる。参加することに意味があることを理解してもらう。
- ・ 私にできることは何ですか。私は耳を傾けて学びたいと思っています。
- ・ 区の財政状況や課題等の前提知識を提供いただいた上で意見を求めるという形にするのはどうか。
- ・ これからの未来がある若い世代、高校生、大学生、大学院生の年代の人が政策を考える必要があると思うしその若い世代が考えた政策などを大人たちが否定するのでは無く聞く耳を持ち、試験的に実行してみたりすると良いと思う。
- ・ 大田区在住の若手ビジネスマンの登用などの大企業ではなく有力な中小個人事業者と向き合うのが良いと思います。
- ・ 誰かが何かをしたい！と感じたことを簡単にチャレンジ出来る環境があれば良いです
- ・ 利用する側(何かしらに悩んで向き合おうとしている若者)と提供する側(支援する側)の方向士がマッチングする機会があればいいと考えてます。
- ・ 子供、若者だけでなく、幅広い世代の意見を聞く事が大切。
- ・ SNS、インターネットで意見をもっと伝えられる様に対策をしていって下さい。
- ・ 本当に社会や区を良くするためには社会的弱者のような人たちの言葉をもっと大切にすべきだと思います。

ア 若者の意見を踏まえた支援

若者の主体的活動への支援として、地域・社会活動に関する情報の提供、地域・社会の人とのつながり作りなどの支援に取り組んでいきます。また、その取り組みなどについて、若者の皆さんの意見を聞き、より良くしていくにはどうしたらいいのかいっしょに考えていきます。

イ 大田区に転入してくる若者への支援

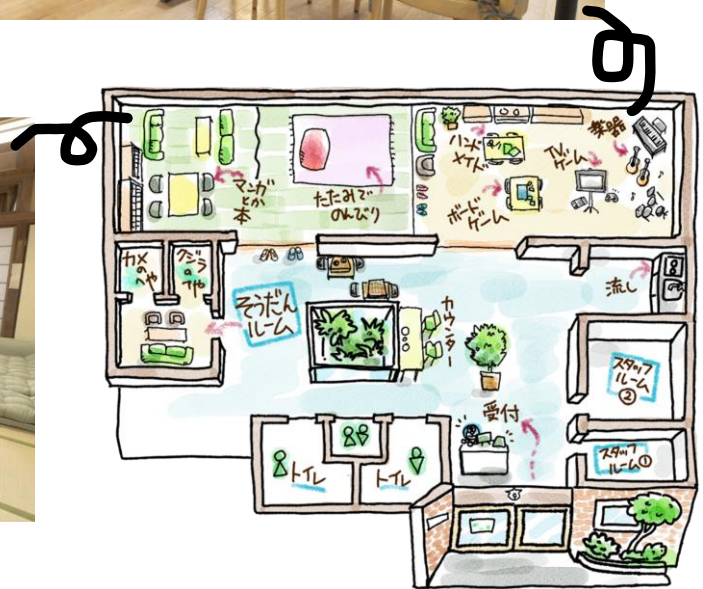
令和6年度に実施したアンケート調査では、回答者の44.5%が区在住5年未満という結果となりました。大学進学や就職などを機に大田区に転入してきた若者が多くいることが想定されます。こういった若者は、区で生まれ育った若者とは異なり、地域・社会とのつながりが希薄になっている可能性があります。

地域参画の機会や様々な活動をしている若者とつながりを持つことができるよう支援していきます。そして、これをきっかけに区に愛着を持ち、区に住み続けてもらうことを期待します。

方向性② 悩みや困り事を有する若者への支援

令和4年10月に、若者の居場所を兼ねた総合相談窓口であるフラットおおたを設置しました。全国でも早い段階で設置したものであり、悩みや困り事を有する多くの若者に対応してきました。

この間の様々な経験のもと、フラットおおたを中心に、若者への支援を次のとおり拡充していきます。



フラットおおた

◆フラットおおたとは

こども・若者が利用できる、家でもない、学校でもない第3の居場所として、悩みごとの相談をしたり、行くところに困ったときに立ち寄ったりできるフリースペースです。

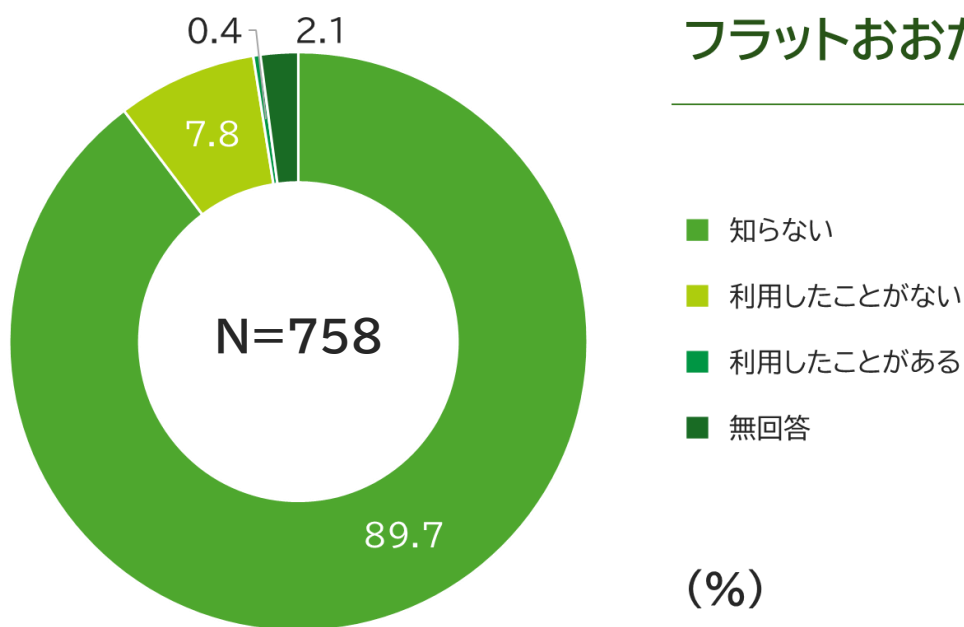
開所時間：9:00～20:00（居場所利用は9:30～19:00）

休館日：第3土曜日、日曜、祝日、年末年始（12/28～1/3）

住所：〒143-0016 大田区大森北3丁目24番27号（JR大森駅から徒歩10分）

ア 入口戦略・出口戦略の強化

フラットおおたでは、悩みや困り事を有する若者が相談しやすい環境を作るため、まずは居場所機能の充実を図り、その利用者及び相談者を年々増やしてきました。一方、令和6年度に実施したアンケート調査では、フラットおおたの認知度は8.2%とまだ低いことから、今後利用が見込まれる中高生や若者に対して相談できる場所があることを積極的に周知していきます。



若者の孤独・孤立を防ぐ支援においては、居場所の提供等を通じての様々な体験活動により自己肯定感を高めます。また、個々の興味・関心に応じた地域活動や交流会へつなぐことで、若者が地域で安心して過ごせる環境を整えます。

就労においては、JOBOTA やハローワークなど関係機関との連携を強化し、働くイメージを持てるよう就労プログラムを順次展開します。こうした活動に際しては、若者一人ひとりに寄り添った伴走支援を進めていきます。

イ 切れ目のない支援

これまで18歳未満の子どもへの施策と18歳以上の若者への施策との間で、十分に連携が取れていなかった部分がありました。今後は「子ども計画」の策定（3計画の統合）を見据え、悩みや困り事を有する子どもの支援が「18歳」という年齢で途切れることがないように、相談支援や居場所等、様々な施策での連携を進めていきます。

方向性③ 若者が有する悩みや困り事を踏まえたこどもへの支援 (予防的支援)

これまでのこどもへの支援の多くは、今のこどもの状態やこどもの将来に向けた観点で構築されたものになっています。今回の「こども計画」の策定（3計画の統合）をきっかけに、今の若者が有する悩みや困り事を踏まえ、これから若者に成長していく小学生、中学生、そして高校生世代のこどもに何をしていけばいいのかという観点でこどもへの支援を再点検します。

(現在の大田区で行われている施策(例))



児童館



中学生への学習支援



中高生ひろば



こども食堂支援

ア 若者が有する悩みや困り事を踏まえた支援

若者の相談支援を進める中で、その若者が悩みや困り事を有することになったきっかけやそのときにこういう支援があればよかったといった事例をまとめ、今の子どもたちがそういった事例に当たったときに、周りの大人が気づき、支えることができる仕組みを作っていきます。

イ コミュニケーション能力や主体性を育む支援

若者が社会的に自立していく際に、コミュニケーション能力や主体性を持つておくことは大きなメリットとなります。こういった力は、すぐに備えられるものではなく、こどもの頃から徐々に培っていくものであることから、子どもたちの日々の生活や遊びの中で育むことができるよう支援していきます。

ウ 様々な体験とライフデザイン支援

こどものときに自分が将来どうなっていたいかを考えておくことは、若者になったときの道しるべとなります。将来どんなことができるのかを知ることがその第1歩であり、さらに、情報としてではなく経験として知ることにより明確に将来の姿をイメージすることができます。子どもたちに様々な体験をしてもらい、ライフデザインを考えてもらう機会を設けていきます。そして、その実現に向けてどう動いたらいいのか悩む子どもに寄り添い、支援を行っていきます。

5 重点事業の目標

現行の「大田区子ども・若者計画」では、3つの基本目標を定め、その実現のため重点的に取り組む事業を掲げ、その目標値を設定しています。

今回の計画期間の延長に合わせて、令和9年度までの新たな目標値を設定します。

重点事業の目標（重点目標Ⅰ）

【基本目標Ⅰ】 青少年の健やかな成長と社会的自立を支援します

青少年の健やかな成長には、心と体の調和のとれた発達が大切です。この基礎のうえに、青少年が自立した個人として、他者と共に社会を築いていく主体として成長していけるように支援します。

事業名	指標の説明	令和2年度 【現状値】		令和6年度 【実績】		令和9年度 【新たな目標値】
食育の推進、基本的生活習慣の確立	食育の推進、基本的生活習慣の確立に向けた取組の実施（実施校数）	88校	→	88校	→	88校
精神保健福祉相談	精神保健福祉相談（児童・思春期）の実人数	実50人	→	実33人	→	実40人
はねびよん健康ポイント	利用者数	19,000人	→	46,313人	→	19,500人※1
ICT教育の推進	「タブレット端末で、情報を収集して自分の考えをまとめ、発表することができる」と答えた児童の割合	41.6%	→	56.7%	→	75.0% (令和10年度)
国際教育の推進	外国語教育指導員の派遣により、外国の方々と一緒にコミュニケーションを行う態度の育成（実施校数）	88校	→	88校	→	88校
ものづくり教育の推進	ものづくり教育の推進に向けた取組（実施校数）	88校	→	88校	→	88校
リーダー講習会（小学生対象）	定員に対する参加率	60%	→	92%	→	90%
リーダー講習会（中高生対象）	定員に対する参加率	40%	→	42%	→	70%

事業名	指標の説明	令和2年度 【現状値】		令和6年度 【実績】		令和9年度 【新たな目標値】
子ども交歓会	参加者数	416人	→	624人	→	600人
Oh!!盛祭の開催 支援	参加者数	1,250人	→	約500人	→	1,500人
青少年交流センター “ゆいっつ”における 事業運営	施設利用者数（宿 泊・日帰りの総数）	30,000人	→	62,934人	→	65,000人
国際理解・多文化共生 意識の醸成と交流の 促進	「国際交流・多文化 が進んだまち」と感 じている区民の割 合	28.4%	→	24.7% (令和5年度)	→	30.0% (令和10年度)
中高生の居場所 づくり	参加者数	23,874人	→	35,393人	→	38,000人
青少年表彰	受賞者数（団体も含 む）	95人	→	77人	→	110人

※1 令和7年度から新たなアプリに移行するため目標値（利用者数）をあらためて設定する。

重点事業の目標 (重点目標Ⅱ)

【基本目標Ⅱ】 支援を必要とする青少年やその家族をサポートします。

青少年は、小学生期、中学生期など、それぞれの成長過程にある課題を克服しながら成長し、社会的・職業的に自立していきます。

しかし、個々の青少年を取り巻く環境は様々であり、問題を乗り越えることに時間を要したり、また、乗り越えることが難しい場合もあります。

支援を必要とする青少年やその家族の状況を的確に把握するとともに、長期的な視点から課題の全体像を見通し、切れ目のない支援を行っていきます。

事業名	指標の説明	令和2年度 【現状値】		令和6年度 【実績】		令和9年度 【新たな目標値】
職場体験実習の実施	実習者の延べ人数	50人	→	88人	→	90人
個別相談	保健師等による児童・思春期相談数(延件数)	家庭訪問 15件 所内相談 90件 電話相談 170件	→	家庭訪問 80件 所内相談 79件 電話相談 266件	→	家庭訪問 80件 所内相談 80件 電話相談 250件
不登校対策のための体制の確立	不登校対策事業の実施校数	28校	→	28校	→	28校
いじめ防止に関する取組の推進	いじめ防止に関する取組の実施校数	88校	→	88校	→	88校
精神保健福祉相談	精神保健福祉相談(児童・思春期)の実人数	実50人	→	実33人	→	実40人
社会を明るくする運動の推進	社会を明るくする運動の各関係行事延べ参加者数	9,358人※2 (令和3年度)	→	13,879人	→	10,000人
児童虐待防止ネットワークの充実	各種会議及び巡回支援実施の実績	要対協会議 22回 巡回支援 100回	→	要対協会議 22回 巡回支援 142回	→	要対協会議 22回以上 巡回支援 100回以上
大田区こども未来総合センターの整備・運営	整備・運営	—	→	→	令和8年度 開設	運営
ゲートキーパー養成講座	ゲートキーパー養成講座受講者数(累計)	1,090人	→	1,736人	→	2,200人
インターネットを活用した自殺防止相談事業	新規相談者数(年)	96人	→	108人	→	100人
おおたこども日本語教室	就学に繋がった割合	65%	→	92%	→	70%
生活再建・就労サポートセンターJOBOTA	新規相談件数(10代・20代)	180件	→	253件	→	270件

事業名	指標の説明	令和2年度 【現状値】		令和6年度 【実績】		令和9年度 【新たな目標値】
子ども学習支援事業	利用者数（中学生、高校生、学び直し事業）	180人	➡	146人	➡	225人
子どもと地域をつなぐ応援事業	支援対象世帯と地域との日常的につながる関係性の構築	—	➡	関係構築	➡	関係構築
「地域とつくる支援の輪」プロジェクト	全体会参加人数	50人	➡	48人	➡	100人
こども食堂推進事業	補助金申請団体	15団体	➡	47団体	➡	50団体
離婚と養育費にかかわる総合相談	定員に対する利用率	60%	➡	71%	➡	85%
子ども・若者育成支援ネットワーク体制の整備	ネットワーク体制の整備	—	令和4年度フラットおおた子ども・若者支援地域協議会開設	➡		運営

※2 令和4年度から指標を「社会を明るくする運動の各関係行事延べ参加者数」に変更。



※3 ひきこもり・生きづらき茶話処については、令和3年度に事業廃止。

重点事業の目標 (重点目標Ⅲ)

【基本目標Ⅲ】 青少年の健やかな成長を地域で支えるための環境を整備します

青少年は、社会の中で大切に育まれるべき存在です。青少年にとっての最善の利益を考え、区民相互の連携・協働によって、青少年を温かく見守り、地域力を活かしながら、その成長を支援していく環境や体制づくりに取り組みます。

事業名	指標の説明	令和2年度 【現状値】		令和6年度 【実績】		令和9年度 【新たな目標値】
生涯学習情報の収集と発信	生涯学習ウェブサイトの年間閲覧数	234,459回 ^{※4} (令和5年度)	→	367,725回	→	378,000回
リーダー講習会 (成人、指導者等対象)	満足度(参加して満足を得た人の割合)	100%	→	100%	→	100%
子どもガーデンパーティーの開催	参加者数	62,738人	→	60,629人	→	65,000人
社会を明るくする運動の推進	社会を明るくする運動の各関係行事延べ参加者数	9,358人 ^{※5} (令和3年度)	→	13,879人	→	10,000人
こどもSOSの家事業	協力員数	2,670件	→	2,021件	→	1,875件
青少年委員活動の充実	研修会及び各種会議の回数	14回	→	14回	→	14回
青少年対策地区委員会との連携の推進	研修会及び各種会議の回数	8回	→	8回	→	8回
区民活動コーディネーター養成講座	区民活動コーディネーター養成講座の修了者数	22人	→	14人	令和7年度 区民活動支援事業に 事業統合	講座受講者数 80人
協働による魅力あるまちづくり	意見交換会等に参加した団体数	—	→	12団体		
こども食堂推進事業	補助金申請団体	15団体	→	47団体	→	50団体
子ども・若者育成支援ネットワーク体制の整備	ネットワーク体制の整備	—		令和4年度 フラット おおた 子ども・若者 支援地域 協議会 開設	→	運営
児童虐待防止ネットワークの充実	各種会議及び巡回支援実施の実績	要対協会議 22回 巡回支援 100回	→	要対協会議 22回 巡回支援 142回	→	要対協会議 22回以上 巡回支援 100回以上
子どもと地域をつなぐ応援事業	支援対象世帯と地域との日常的につながる関係性の構築	—	→	関係構築	→	関係構築

事業名	指標の説明	令和2年度 【現状値】		令和6年度 【実績】		令和9年度 【新たな目標値】
「地域とつくる支援の輪」プロジェクト	全体会参加人数	50人		48人		100人

※4 令和5年度から指標を「生涯学習ウェブサイトの年間閲覧数」に変更。

※5 令和4年度から指標を「社会を明るくする運動の各関係行事延べ参加者数」に変更。

大田区子ども・若者計画
(計画期間延長版)

令和8年3月

【発行】大田区 子ども未来部 子ども未来課 子ども政策調整担当

〒144-8621 東京都大田区蒲田 5-13-14

TEL 03 - 5744 - 1780 FAX 03 - 5744 - 1525

大田区子ども・若者計画 (計画期間延長版)

